

作成日：R6年6月17日

令和6年度第3回 高松圏域自立支援協議会 権利擁護部会議事録

日付	令和6年6月17日(月)
時間	10:00~11:30
開催会場	高松市社会福祉協議会東館2階会議室
参加機関等	ええる、アイルコート、ほっと、支援センターたかまつ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計5名

議題1：今年度の研修について

議事	・意思決定支援の研修の枠組みを昨年度から変更。基礎編については、制度や理論を中心。実践編については、基礎編を基として事例を用いた学びをねらいとする。意思決定支援会議と個別支援計画書の連動がキーポイント。行政にも企画段階から参画してもらい、新しい情報や制度を確認してもらいながら一緒に作り上げていく。各市町に声かけし了承してもらったため、次回以降都合が合えば参加してもらえることとなった。
----	---

議題2：運営会議の報告

議事	運営部会における協議内容や情報について、共有した。 運営部会で出た課題についても、権利擁護に関する課題とも考えられる内容ではないか。協議する内容や取り組む内容によっては、他部会と協働で検討することも必要になるかもしれない。
----	--

議題3：差別解消法の勉強会について

議事	合理的配慮は特性上苦手なこと出来ないことに配慮することであることから、アセスメントが重要なカギとなるのではないか。その上に合理的配慮は構
----	--

築されるのだろう。今研修の枠組みとしては、市民出前講座を活用して基本的な枠組みを知るとともに、専門職として課題抽出を学び合う内容をセットとして行う。

高松圏域内のどの種別の事業所に声掛けするのかについては次回の部会で決定する。今年度からの取り組みということもあり、参加事業所の見込みは不明。ただし、仮に今年度の参加者が少ない状況でも実施をする中で、事業所への啓発を重ねて、地道に続けていくことが必要。

参加者へのメリットとなるものを協議会で設定できないかを検討。例えば、熱心に参加をしている事業所などを運営会議等で周知したり、研修に参加することで権利擁護に関して熱心に取り組んでいる事業所であることの見える化として目印(ステッカーなど)の配布必要かも

※今後の研修の講師陣として、職能団体などに講師をお願いする等社会資源を活用するのも必要。

次回の部会で研修の枠組みを決定し、8 月には案内発信のスケジュールを進めていく。